

○立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程

平成24年3月14日

告示第15号

改正 平成28年3月29日訓令第8号

平成30年3月29日告示第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、立科町を広くPRし、イメージアップを図ることを目的としたロゴマーク及びキャラクターデザイン（以下「ロゴ・キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請及び使用承認)

第2条 ロゴ・キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本規程を遵守することを前提に、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が業務を目的として使用する時。
- (2) 町長が「立科町」の宣伝活動・広報活動の趣旨に基づき使用する時。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報目的に使用する時。
- (4) その他使用承認の手続を必要としないと町長が認めた時。

2 使用承認申請に際しては、当該使用に係る物件の企画書又は完成見本を提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。

3 町長は、第1項の規定により承認する場合において、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、使用に係る承認条件を付することができる。

(使用承認の期間)

第3条 ロゴ・キャラクターの使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して5年以内の年度末までとする。

2 使用承認の満了時において、引き続きロゴ・キャラクターを使用しようとする場合は、改めて前条の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第4条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴ・キャラクターの使用を承認しないものとする。

- (1) 立科町及びロゴ・キャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (2) ロゴ・キャラクターの使用に際して、町長の承諾無く定められた色、形式等を正しく使用していないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党、候補者及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 品質、性能等に関して公的機関の認定等が得られていないとき。
- (8) 町税及び町に納付すべき各種料金に滞納があるとき。
- (9) その他ロゴ・キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

(使用料)

第5条 ロゴ・キャラクターの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴ・キャラクターの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた事項以外の目的にロゴ・キャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
- (2) ロゴ・キャラクターの使用に際して、別記「ロゴ・キャラクターデザイン」により正しく使用すること。
- (3) ロゴ・キャラクターを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合

は、これに対し全責任を負い、立科町に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

(4) ロゴ・キャラクターの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(5) ロゴ・キャラクターの使用に際して、知的所有権等の紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとし、町長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。

(6) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用承認の変更)

第7条 使用承認を受けた内容に変更が生じた場合は、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、改めて変更後の使用承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定により承認する場合において、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認変更承認書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し事由)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合において、使用者が損失を受けることがあっても、町長はその補償の責めを受けない。

(1) 使用者がこの規程又は承認条件に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）を使用者へ通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定により使用の承認を取り消された場合、当該承認により作成された物品等を使用又は販売してはならない。

(使用実態の調査)

第9条 町長は、使用を承認したロゴ・キャラクターの使用状況について、調査をするこ

とができる。使用者は町長から要請を受けた場合は、ロゴ・キャラクターの使用実態を報告及び使用製品等を提供しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴ・キャラクターの使用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓令第8号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日告示第15号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記

ロゴ・キャラクターデザイン

1 ロゴマークデザイン



色指定 あり
又は白黒・単色

2 キャラクターデザイン「しいなちゃん」



色指定 あり
又は白黒・単色

様式第 1 号（第 2 条関係）

立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認申請書

年 月 日

立科町長 様

申請者
所在地
名称
代表者名



立科町地域ブランドロゴ・キャラクターを下記により使用したいので、申請します。

記

使用デザイン	☐ ロゴ	☐ キャラクター
使用申請する 対象物の名称 (商品名等)		
使用申請対象物 の種別	☐ 公益目的（非営利）での使用 ☐ 商品への利用 ☐ 商品以外への利用（広告、販促ツール、配布物等）	
使用期間	☐ 使用許可の日から 5 年後の年度末 ☐ 年 月 日 ～ 年 月 日	
対象物の詳細	サイズ／カラー	
	税込単価／数量	
	配布（販売）予定箇所	
添付資料	使用申請の対象物の概要企画書 使用申請の対象物の見本 会社・団体の概要書	
連絡先	担当者： 住所： 電話番号： 電子メール：	
申請内容の公開	☐ 可 ☐ 否	
備考		

※申請内容の公開が可能な場合、申請内容及び商品の画像を立科町が運営するSNS等でご紹介させていただく場合や、商品に関するお問い合わせについて、申請内容を提供させていただく場合がございます。

（注）各欄に必要事項を記入のうえ、該当する事項の□欄に「レ」を記入してください。

様式第2号（第2条関係）

立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認書

立科町指令 第 号
年 月 日

様

立科町長

年 月 日付けで申請のあった立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用について承認します。

使用の際は、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程を遵守してください。

使用デザイン	☐ ロゴ	☐ キャラクター
承認番号		
使用申請する対象物の名称 (商品名等)		
使用期間	☐ 使用許可の日から5年後の年度末 ☐ 年 月 日 ～ 年 月 日	
連絡先	担当者名： 住 所： 電話番号： 電子メール：	

〔使用承認条件〕

- 1 ロゴ・キャラクターの図形の拡大・縮小は可能とするが、定められた方法以外の一部使用、図形の変形、若しくは他の図形や文字と重ねて使用することはできない。
 - 2 キャラクターデザイン「しいなちゃん」を使用する場合は、その図形の周囲の適当な位置に「立科町マスコットキャラクターしいなちゃん」又は「©立科町しいなちゃん」の文字を入れること。
 - 3 キャラクターデザイン「しいなちゃん」を使用する場合の着せ替え等のバリエーションは、町のイメージを損なわないものとし、事前に町長の承認を得ること。
- (注) この承認書は、該当する□欄に「レ」をつけています。

立科町役場
担当者
電 話
F A X 0267-56-2310

様式第3号（第7条関係）

立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認変更申請書

年 月 日

立科町長 様

申請者
所在地
名 称
代表者名

年 月 日付け、立科町指令 第 号で承認を受けた内容について、以下のとおり変更したいので申請します。

記

項 目	変更前	変更後

連 絡 先	担 当 者 : 住 所 : 電話番号 : 電子メール :
-------	---------------------------------------

様式第4号（第7条関係）

立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認変更承認書

立科町指令 第 号
年 月 日

様

立科町長

年 月 日付けで申請のあった、立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用変更について以下のとおり承認します。

記

使用デザイン	☐ ロゴ	☐ キャラクター
変更内容		

（注）この承認書は、該当する事項の□欄に「レ」をつけています。

立科町役場
担当者
電 話
F A X 0267-56-2310

様式第5号（第8条関係）

立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用承認取消通知書

年 月 日

様

立科町長

年 月 日付け、立科町指令 第 号で承認した立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用承認を下記の理由により取り消します。

記

取消し理由

（備 考）

- 1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、立科町長に対して審査請求をすることができます。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)